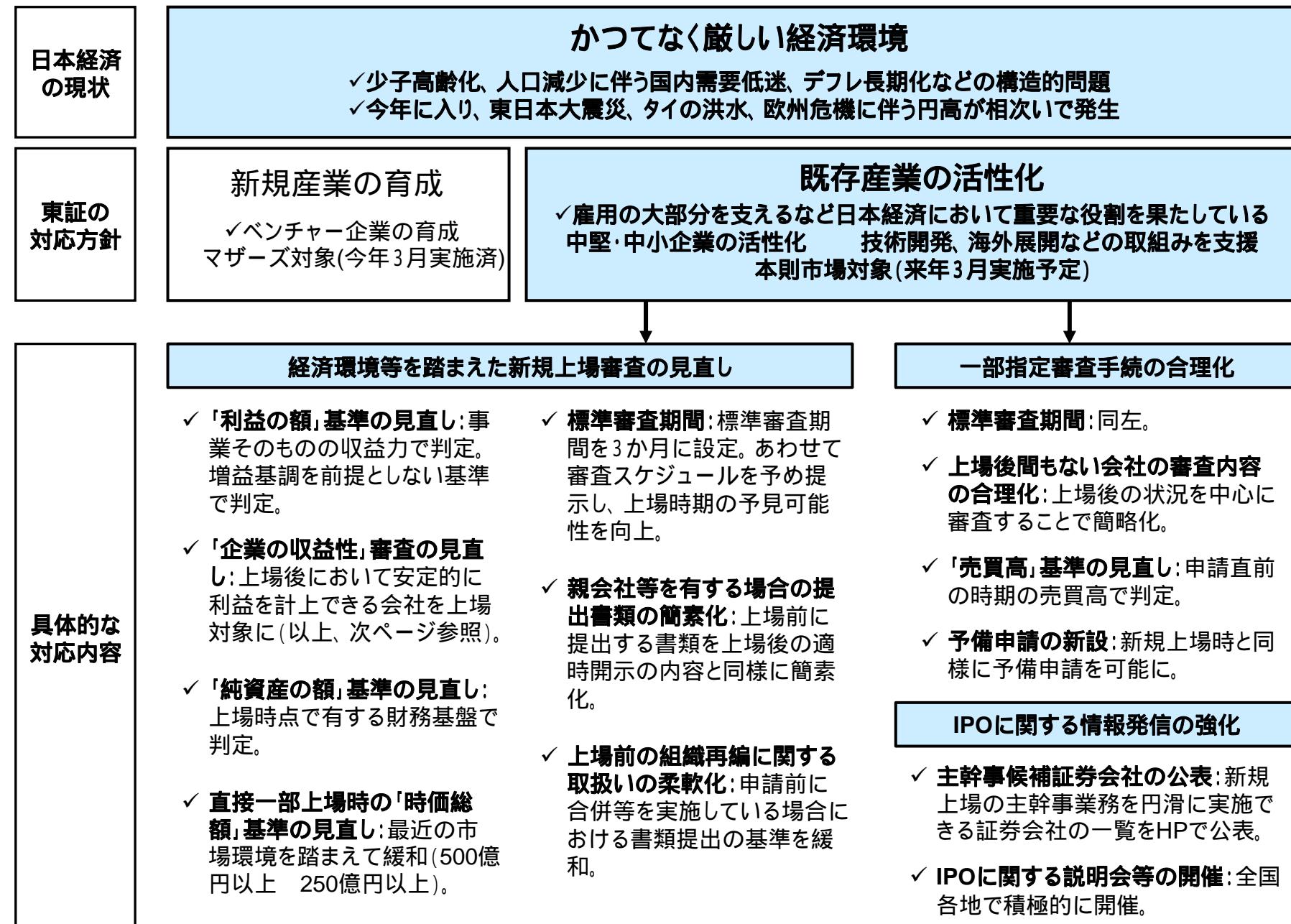


中堅・中小企業のIPO活性化のための施策の概要



参考：企業の収益性に関する上場審査の見直し

項目		見直し前	見直し後	備考
1.「利益の額又は時価総額」 (形式要件)	対象利益	経常利益及び税金等調整前当期純利益	経常利益	特別損失の発生により基準を充たせなかった会社も実質審査の対象とするもの
	利益の額 対象期間及び水準	次のいずれかを充足 ・2期前1億円以上かつ直前期4億円以上 ・3期前1億円以上かつ直前期4億円以上かつ3年間合計6億円以上	2年間総額5億円以上	上場前の短期的な業績悪化により基準を充たせなかった会社も実質審査の対象とするもの
	時価総額 利益の額を充たせない場合の特例措置	1,000億円以上	500億円以上	最近の市場環境を踏まえ見直すもの
2.「企業の継続性及び収益性」 (実質審査)	損益及び収支の見通しの観点	上場前後で見通しが良好であることを確認 下降トレンドである場合は不可	上場後に安定的に利益を計上できることを確認 下降トレンドである場合も可	短期の業績にとらわれず、安定的に利益を計上することができる会社を上場させようとするもの